

I. 免許申請（新規登録）

免許の登録〔建築士法第4条第3項、第5条第1項〕

二級建築士、木造建築士になるには、二級建築士試験、木造建築士試験に合格し、都道府県知事の免許を受けなければならない、二級建築士、木造建築士名簿に登録することによって行われます。〔建築士法第4条第3項、第5条第1項〕登録がなされていないと試験に合格していても二級建築士、木造建築士ではないため、建築物の設計・工事監理を行うこと、二級建築士事務所、木造建築士事務所の管理建築士となること、及び二級建築士、木造建築士の名称を用いることができません。〔建築士法第3条の2、第24条〕

絶対的欠格事由〔建築士法第7条〕

次の各号のいずれかに該当する者は、二級建築士、木造建築士の免許が受けられません。

1. 未成年者
2. 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者。
3. この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
4. 第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
5. 第10条第1項の規定による業務の停止の処分を受け、その停止の期間中に第9条第1項第1号の規定によりその免許が取り消され、まだその期間が経過しない者

相対的欠格事由〔建築士法第8条〕

次の各号のいずれかに該当する者は、二級建築士、木造建築士の免許が受けられません。

1. 禁錮以上の刑に処された者（建築士法第7条第2号に該当する者を除く。）
2. この法律の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（建築士法第7条第3号に該当する者を除く。）
3. 心身の故障により二級建築士、木造建築士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

建築士法の改正（令和2年3月1日改正）に伴う免許申請

令和2年建築士法の改正により、改正前は建築士試験受験時の要件となっていた実務経験が免許登録要件となり、免許登録の際までに積んでいけばよいこととなりました。

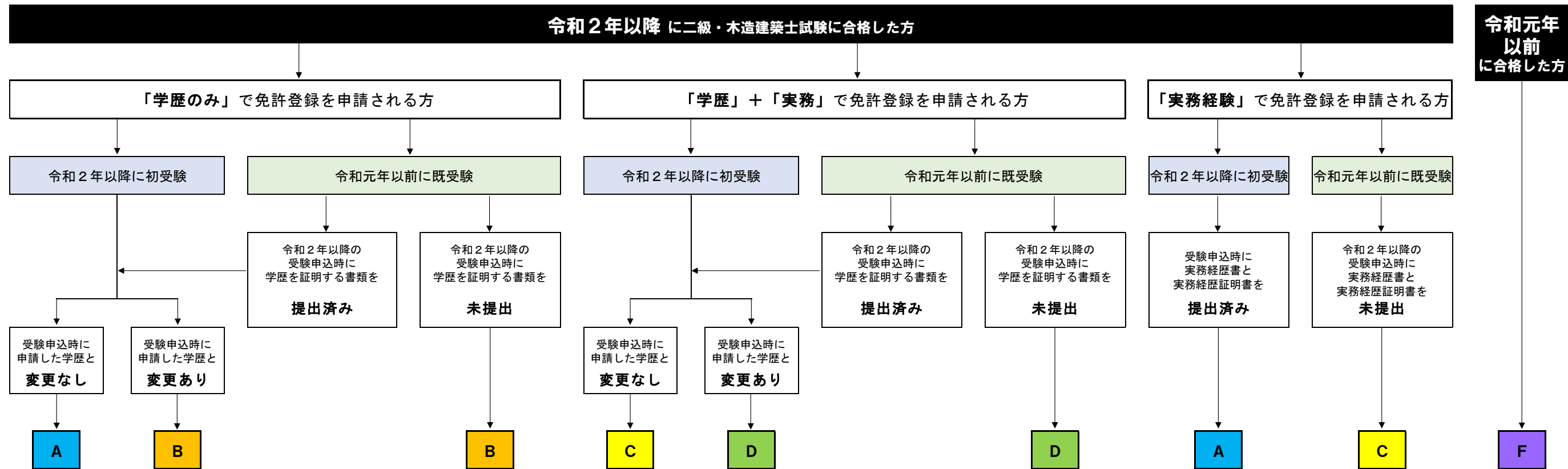
つきましては、令和元年以前に二級建築士、木造建築士を合格された方と令和2年以降に合格された方の申請に必要な提出書類が異なります。

また、必要な実務経験年数については合格通知書に記載してありますのでご確認ください。

なお、必要な提出書類については、別表の【登録申請時における提出書類フロー図】

にてご確認ください。

【登録申請時における提出書類フロー図】



令和元年以前の二級・木造建築士試験に合格された方
 登録要件（実務経験）を既に満たしており、経過措置が適用されるため、必要書類、申請手数料等については、これまでと変わりません。

令和2年以降の二級・木造建築士試験に合格された方
 （令和元年以前既受験者も含む）
 従来の必要書類に加え、申請手数料の変更、かつ実務経歴書、実務経歴証明書等の提出が必要になります。

「建築設備士」の資格で、令和2年以降の二級・木造建築士試験に合格された方
 登録要件を満たしているため、必要書類は、**A** となります。ただし、令和元年以前に既受験で、令和2年以降の受験申込時に、資格を証明する書類を未提出の場合は、**E** となります。

		A	B	C	D	E	F
必要書類	二級建築士免許申請書又は木造建築士免許申請書	○	○	○	○	○	○
	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用	○	○	○	○	○	○
	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	○	○	○	○	○	○
	証明写真 2枚	○	○	○	○	○	○
	合格通知書	○	○	○	○	○	○
	本人確認ができる公的な身分証明書（原本）	○	○	○	○	○	○
	旧姓併記の確認書類	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ	旧姓併記希望者のみ
必要書類※	申請手数料の払込受付証明書類	24,400円	24,400円	24,400円	24,400円	24,400円	19,300円
	学歴を証明する書類	×	○	×	○	×	×
	建築設備士試験合格証書または建築設備士講習受講証書または建築設備士登録証のコピー	×	×	×	×	○	×
	実務経歴書	×	×	○	○	×	×
	実務経歴証明書	×	×	○	○	×	×

※ 改正建築士の施行（令和2年3月1日）に伴い、申請手数料の変更、又は新たに提出が必要となった書類

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **A** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時の『学歴を証明する書類』提出から学歴の変更がない方
- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『学歴を証明する書類』を提出し、提出から学歴の変更がない方
- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時に『実務経歴書』と『実務経歴証明書』を提出されている方

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書 [A 4判] (表・裏) 木造建築士免許申請書 [A 4判] (表・裏)	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請(新規)用 [A 4判]	
3	本籍の記載のある住民票写し(原本) ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本(抄本)が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験申込時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 口座番号：01790-0-52675 ▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会 </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書(製図の合格通知書)	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類(旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本) ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	印鑑(認印)	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー(写真の顔がはっきりとわかるもの)」を送付ください。 ○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。 ○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。 		

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **B** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時の『学歴を証明する書類』提出から学歴の変更がある方
- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『学歴を証明する書類』を提出していない（未提出の方）

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏） 木造建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏）	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し（原本） ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本（抄本）が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験申込時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 口座番号：01790-0-52675 ▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会 </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書（製図の合格通知書）	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類（旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本） ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	学歴を証明する書類（原本） ※下記の通り入学した年で提出する証明書が異なります。 ★入学が平成20年（西暦2008年）以前の方 ⇒ [卒業証明書] ★入学が平成21年（西暦2009年）以降の方 ⇒ [指定科目修得単位証明書・卒業証明書]	・「卒業証明書」 又は ・「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」
10	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）」を送付ください。 ○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。 ○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。 		

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **C** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時の『学歴を証明する書類』提出から学歴の変更がなく、登録時における実務経験年数が必要な方
- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『学歴を証明する書類』を提出し、提出時から学歴の変更がなく、登録時における実務経験年数が必要な方

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕(表・裏) 木造建築士免許申請書〔A4判〕(表・裏)	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請(新規)用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し(原本) ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本(抄本)が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験申込時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限ります。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 口座番号：01790-0-52675 ▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会 </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書(製図の合格通知書)	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類(旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本) ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	実務経歴書(所定の書式にて提出)	勤務先毎(自営業を含む)の実務経歴を記入
10	実務経歴証明書(所定の書式にて提出)	勤務先毎(自営業を含む)の実務を証明
11	印鑑(認印)	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要

■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください

- 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）」を送付ください。
- 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。
- 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。
※受付書発行後も実務内容の審査により書類をご返却、ご連絡する場合があります。

■ 実務経歴書について

- 実務経歴書は勤務先毎（自営業を含む）にご提出ください。
- 建築実務を行った内容を【別紙】「建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示リスト」内における対象実務の例示から選択、コード番号をご記入ください。
また、対象実務の例示リストは、建築士法改正前と後に表が分かれています。
 - ・令和2年2月29日以前の実務
 - ・令和2年3月1日以降の実務改正見直しにより拡大された実務は、施行日（令和2年3月1日）前に行っても実務経験としてカウントできません。
建築実務を行った期間により、対象となる実務の内容を選択、ご記入ください。

■ 実務経歴証明書について

- 実務経歴証明書は『実務経歴書』勤務先毎（自営業を含む）にご提出ください。
- 証明者について
 - 《建築設計事務所の場合》
 1. 申請者が所属する建築士事務所の開設者
 2. 申請者が所属する建築士事務所の管理建築士
 3. 申請者が所属する建築士事務所の所属建築士
 - 《建築設計事務所以外の法人の場合》
 1. 申請者が所属する法人の代表者
 2. 申請者が所属する法人の代表権を持つ役員
 - 《行政・独立行政法人の場合》
 1. 申請者が所属する行政・独立行政法人の部署等の公印を有する所属長
 - 《教育・研究の場合》
 1. 申請者が所属する教育機関の学長（校長）または学部長・研究科長
- 証明者について、虚偽の証明を行った場合には、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

■ 会社が倒産している場合の提出書類について

実務を行った会社がすでに倒産している場合も、『実務経歴書』、『実務経歴証明書』の提出は必須です。
また、申請する実務を行った会社がすでに倒産している場合、当該会社に所属していたことを証明する書類（源泉徴収票、社会保険加入記録書など）が必要です。

■ 登録要件を満たさない（書類返却）の場合

- 実務内容の審査を経て、実務経験が満たしていないと判断した場合は、申請書類をご返却いたします。その際には、建築士会窓口まで書類を取りに来ていただくか、郵送によりご返却いたします。（送料はご負担いただくことになります）
- 申請手数料は還付請求が可能です。
また、ご返却しました『振替払込受付証明書』は、次回の申請手続きの際にも使用できますので、原本を必ず保管ください。
- 登録要件を満たさず、ご返却の場合は改めてご連絡いたします。

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **D** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和2年以降に初受験の方で、受験申込時の『学歴を証明する書類』提出から学歴の変更があり、登録時における実務経験年数が必要な方
- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『学歴を証明する書類』を提出しておらず（未提出）、登録時における実務経験年数が必要な方

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏） 木造建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏）	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し（原本） ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本（抄本）が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験申込時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 口座番号：01790-0-52675 ▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会 </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書（製図の合格通知書）	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類（旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本） ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	学歴を証明する書類（原本） ※下記の通り入学した年で提出する証明書が異なります。 ★入学が平成20年（西暦2008年）以前の方 ⇒ [卒業証明書] ★入学が平成21年（西暦2009年）以降の方 ⇒ [指定科目修得単位証明書・卒業証明書]	・「卒業証明書」 又は ・「指定科目修得単位証明書・卒業証明書」
10	実務経歴書（所定の書式にて提出）	勤務先毎（自営業を含む）の実務経歴を記入
11	実務経歴証明書（所定の書式にて提出）	勤務先毎（自営業を含む）の実務を証明
12	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要

■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください

- 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）」を送付ください。
- 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。
- 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。
※受付書発行後も実務内容の審査により書類をご返却、ご連絡する場合があります。

■ 実務経歴書について

- 実務経歴書は勤務先毎（自営業を含む）にご提出ください。
- 建築実務を行った内容を【別紙】「建築士資格に係る実務経験の対象実務の例示リスト」内における対象実務の例示から選択、コード番号をご記入ください。
また、対象実務の例示リストは、建築士法改正前と後に表が分かれています。
 - ・令和2年2月29日以前の実務
 - ・令和2年3月1日以降の実務改正見直しにより拡大された実務は、施行日（令和2年3月1日）前に行っても実務経験としてカウントできません。
建築実務を行った期間により、対象となる実務の内容を選択、ご記入ください。

■ 実務経歴証明書について

- 実務経歴証明書は『実務経歴書』勤務先毎（自営業を含む）にご提出ください。
- 証明者について
 - 《建築設計事務所の場合》
 1. 申請者が所属する建築士事務所の開設者
 2. 申請者が所属する建築士事務所の管理建築士
 3. 申請者が所属する建築士事務所の所属建築士
 - 《建築設計事務所以外の法人の場合》
 1. 申請者が所属する法人の代表者
 2. 申請者が所属する法人の代表権を持つ役員
 - 《行政・独立行政法人の場合》
 1. 申請者が所属する行政・独立行政法人の部署等の公印を有する所属長
 - 《教育・研究の場合》
 1. 申請者が所属する教育機関の学長（校長）または学部長・研究科長
- 証明者について、虚偽の証明を行った場合には、建築士法上の処分や告発の対象となり得ます。

■ 会社が倒産している場合の提出書類について

実務を行った会社がすでに倒産している場合も、『実務経歴書』、『実務経歴証明書』の提出は必須です。
また、申請する実務を行った会社がすでに倒産している場合、当該会社に所属していたことを証明する書類（源泉徴収票、社会保険加入記録書など）が必要です。

■ 登録要件を満たさない（書類返却）の場合

- 実務内容の審査を経て、実務経験が満たしていないと判断した場合は、申請書類をご返却いたします。その際には、建築士会窓口まで書類を取りに来ていただくか、郵送によりご返却いたします。（送料はご負担いただくことになります）
- 申請手数料は還付請求が可能です。
また、ご返却しました『振替払込受付証明書』は、次回の申請手続きの際にも使用できますので、原本を必ず保管ください。
- 登録要件を満たさず、ご返却の場合は改めてご連絡いたします。

◆令和2年以降の建築士試験に合格した方【フロー図 **E** の方】

令和2年以降の二級建築士、木造建築士試験に合格し、●に該当する方は下記の書類提出が必要です。

- 令和元年以前に既受験の方で、令和2年以降の受験申込時に『資格を証明する書類』を提出していない（未提出の）方

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏） 木造建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏）	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し（原本） ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本（抄本）が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限ります。	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 口座番号：01790-0-52675 ▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会 </div>	・24,400円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書（製図の合格通知書）	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類（旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本） ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	資格を証明する書類（コピー）	建築設備士試験合格証書または建築設備士講習受講証書または建築設備士登録証
10	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
<p>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）」を送付ください。 ○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。 ○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。 		

◆令和元年以前の建築士試験に合格した方【フロー図 **F** の方】

必要書類及び申請手数料等について、これまで（士法改正前）と変わりありません。

【申請に必要な書類】

書 類 等		注意事項等
1	二級建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏） 木造建築士免許申請書〔A4判〕（表・裏）	両面、片面印刷どちらとも可
2	熊本県二級・木造建築士免許申請（新規）用〔A4判〕	
3	本籍の記載のある住民票写し（原本） ※下記の方は旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本（抄本）が必要となります。 ★試験合格時と登録申請時の姓名が違う方。 ★試験時に提出した証明書類の姓名が登録申請時と違う方。	・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの ・発行日から6ヶ月以内
4	証明写真 2枚 ※申請書に貼付した写真が、免許証明書に転写されますので、申請者自身でプリントする場合は「写真プリント用の用紙」に印刷したものに限りま	・縦45mm×横35mm ・無帽、無背景、正面上三分身 ・6ヶ月以内に撮影したもの
5	申請手数料払込受付証明書 ※振込用紙はダウンロードできません。 ※払込用紙は窓口にて配付しています、又はゆうちょ銀行・郵便局の備え付けの払込用紙をご利用下さい。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 口座番号：01790-0-52675 ▪ 加入者名：公益社団法人 熊本県建築士会 </div>	・19,300円 ・必ず申請者名で納付
6	合格通知書（製図の合格通知書）	原本の提示
7	本人確認ができる公的な身分証明書	原本の提示
8	旧姓・通称名併記の確認書類（旧氏に旧姓の記載がある住民票または戸籍謄本か抄本） ※試験合格時と登録申請時の姓名が違う方を除く	旧姓・通称名併記希望者のみ
9	印鑑（認印）	・訂正がある時のために必要 ・郵送の場合は不要
<p>■ 郵送による申請の場合 ※申請書類は簡易書留にて送付ください</p> <p>○ 郵送にて申請される場合は、「合格通知書のコピー」「身分証明書のコピー（写真の顔がはっきりとわかるもの）を送付ください。</p> <p>○ 書類不備や記入漏れの場合は、再度ご提出いただくことがあります。</p> <p>○ 受付が終わりましたら受付書を発行いたします。返信用封筒に84円切手を貼付、宛先をご記入の上、同封ください。</p>		